

2008年3月19日
日本共産党埼玉県議会議員
柳下 礼子事務所
TEL. 866-9559

近藤善則県議の有罪確定と県議失職について（談話）

公職選挙法違反の罪に問われていた近藤善則県議（西第5区）の有罪が確定し、近藤氏は県議を失職した。近藤県議の有罪確定・失職は当然であるが、自らの行為について反省することもないまま、最高裁で刑が確定するまで県民世論に逆らって約1年間にわたり県議会に居座り続けたことは許しがたいことであり、強い憤りを覚える。

また、自民党が係争中を理由に同議員に対する辞職勧告決議を求める請願を再三にわたり継続審査とし、事実上近藤議員をかばい続けてきたことも厳しく批判されなければならない。今定例会においても自民党は最高裁で上告棄却の決定が既に下されていたにもかかわらず、3月10日の総務危機管理防災委員会で同議員の異議申し立てを理由に請願を継続審査とする採決を行ったばかりである。今回の刑の確定と失職という事態を受けて、同委員会を本日改めて開いて請願の審査をやり直し、請願を「不採択」とせざるを得なくなったこと自体、県議会の自浄能力の欠如をさらけ出したものである。県議会が議長選汚職事件への反省から定めた県議会議員政治倫理綱領及び政治倫理規程を誠実に実行する姿勢に欠け、これを蔑ろにしたという点では、自民党議員団も近藤氏と同罪だと言わなければならない。

なおこの際、近藤氏に対しては、この1年間に支給された議員報酬や費用弁償、県政調査費など1,900万円余を県に自主的に返還するよう強く求めるものである。

近藤氏の失職によって西第5区（旧上福岡市）では、50日以内に再選挙が行われることになるが、わが党は山川寿美江氏（ふじみ野前市議）の当選のために全力をあげるものである。

埼玉県議会議員 柳下 礼子

以上